

法務速報（第 281 号/2024 年 10 月 29 日）

公益財団法人 日弁連法務研究財團

(本号の目次) -----

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 6 年(2024 年)9 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 9 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 9 月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例 INDEX) -----

*「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】被控訴人(宗教法人)が信者(控訴人)の被控訴人への献金に当って不起訴の合意が成立しているとして控訴人からの損害賠償請求の訴えの却下を求めるなどしたのに対し、かかる合意は本来の不起訴合意の目的を逸脱し公序良俗に反し無効であると判示(令和 5 年 11 月 15 日東京高裁)

参照条文等: 民法(平 29 法 44 号改正前)90 条

キーワード: 宗教法人 不起訴の合意 公序良俗違反

(知的財産)

【2】「Jimny Fan」の欧文字と「ジムニーファン」の片仮名からなる原告の商標と、引用商標である「Jimny」の欧文字からなる登録商標とでは商標全体としての外観が異なり類似性もないとして原告の出願登録の拒絶査定を認容した特許庁の審決を取消した事案(令和 6 年 8 月 5 日知財高裁)

参照条文等: 商標法 4 条 1 項 11 号

キーワード: 出願登録 拒絶査定 審決取消

【3】発明の名称を「IL-4R アンタゴニストを投与することによるアトピー性皮膚炎を処置するための方法」とする特許発明に係る特許無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、原告は進歩性についての判断の誤り等を主張したが棄却された事案(令和 6 年 8 月 7 日知財高裁)

参照条文等: 特許法 29 条 2 項

キーワード: 進歩性 特許無効審判 審決取消訴訟

【4】発明の名称を「誘導加熱コイルユニット及び誘導加熱システム」とする特許発明に係る特許無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、本件発明 1 と甲 1 発明の相違点 1 については容易想到であるとして審決を取消した事案(令和 6 年 8 月 28 日知財高裁)

参照条文等: 特許法 29 条第 2 項

キーワード: 特許発明 特許無効審判 容易想到

【5】「遠隔シャンパン」なる商標につき第 9 類「シャンパーニュ地方産の発泡性のワインを注文するための電子計算機用プログラム」等を指定商品として登録出願したが拒絶査定を受け、不服審判も不成立とされたため、審決の取消を求めたが棄却された事案(令和 6 年 9 月 11 日知財高裁)

参照条文等: 商標法 4 条 1 項 7 号

キーワード: 登録出願 拒絶査定 審決取消

(民事手続)

【6】金のインゴット等を詐取された X が氏名不詳者から本件金を預かり警察に任意提出した Y に対し、Y が本件金の引渡を受けること、譲渡・質権の設定等の処分をすることを禁止し、国に対しては Y の指図で処分することを禁止する仮処分が発令された事案(令和 5 年 1 月 25 日東京高裁)

参照条文等:民事保全法 24 条、民事執行法 170 条 1 項、刑訴法 222 条・123 条・124 条

キーワード:インゴット 警察への任意提出 仮処分

【7】B の後見開始の申立事案につき B の財産を管理する長男が家庭裁判所調査官の調査・鑑定に非協力であったことを理由に原審は申立を却下したが、家事事件手続法 119 条 1 項但書、120 条 1 項但書の事由を認定可能として原審差戻とした事例(令和 5 年 3 月 20 日東京高裁)

参照条文等:民法 7 条、家事事件手続法 119 条・120 条

キーワード:調査官への非協力 後見開始申立事案 原審差戻

【8】A(本人・抗告人)の長女 B(原審申立人)が A につき後見開始の審判の申立をした事案で、鑑定をしていないことを理由に原審差戻しも考えられるが、原審に差戻しても A について鑑定を実施することは困難として申立を却下した(令和 5 年 11 月 24 日東京高裁)

参照条文等:家事事件手続法 119 条 1 項、民法 7 条

キーワード:後見開始の審判 鑑定実施が困難 原審への差戻

(刑法)

【9】特定少年によるタクシー無賃乗車、無免許運転、恐喝等の事案につき、短期間に各種非行に及び、少年院の仮退院に基づく保護観察期間中であること等から原決定が少年を第 1 種少年院に送致した処分が不当とする抗告が、棄却された事例(令和 5 年 5 月 26 日東京高裁)

参照条文等:少年法 25 条・32 条・33 条・64 条、少年審判規則 38 条 2 項

キーワード:少年院送致 抗告 特定少年

【10】いわゆる大崎事件につき第 3 次再審請求最高裁決定を踏まえた第 4 次再審請求即時抗告審において、新証拠が無罪を言い渡すべき明らかな証拠に当たらないとして再審請求を棄却した原決定(鹿児島地決令和 4 年 6 月 22 日)を是認し即時抗告を棄却した(令和 5 年 6 月 5 日福岡高裁宮崎支部)

参照条文等:刑訴法 435 条 6 号

キーワード:再審請求 即時抗告 無罪を言い渡すべき明らかな証拠

【11】被留置者の留置に関する規則 5 条 1 項各号所定の簿冊のうち被告人に係る部分は捜査の過程で作成された書面に当たり証拠開示命令の対象となるとし、検察官に対し被告人の動静及び入通院その他の治療・投薬状況等にかかる記載のある部分の開示を命じた事例(令和 5 年 10 月 11 日東京高裁)

参照条文等:刑事訴訟法 316 条の 20 第 1 項・316 条の 26 第 1 項

キーワード:証拠開示命令 留置施設に備える簿冊 被告人の動静

【12】妄想等の影響により元同僚及びその両親 2 名の合計 3 名を殺害したとされる事案。争点は心神耗弱にとどまるか心神喪失か、心身耗弱の場合の量刑であったが、高裁判決は全面的に心神耗弱を認定して無期懲役とした第 1 審判決を支持し、控訴を棄却した(令和 6 年 8 月 22 日高松高裁)

参照条文等:刑法 199 条・39 条

キーワード:妄想 殺人 心神耗弱 心神喪失

【13】特定少年が共犯者らと共に謀し組織性が強く窺われる計画的な侵入強盗と、その準備行為の一環である窃盗及び道路交通法違反の事案において、両者を密接に関連する社会的に一体の事件として全体をまとめて検討した結果、刑事処分が相当として検察官送致とした事例(令和 5 年 7 月 19 日東京家裁)

参照条文等:少年法 62 条 1 項・2 項 2 号

キーワード:特定少年 窃盗 道路交通法違反 検察官送致

(公法)

【14】X が福島県に対し県情報公開条例に基づき別件民事訴訟についての復命書の開示を求めたが、知事が「口頭弁論で原告退席のもと裁判官と県で質疑が行われた部分」等を不開示決定としたため取消を求めるところ、原判決及び控訴審において請求が棄却された(令和 4 年 10 月 6 日仙台高裁)

参照条文等:福島県情報公開条例 7 条、民事訴訟規則 95 条、憲法 82 条

キーワード:公文書開示請求 不開示決定 復命書 一方当事者退席中の質疑

【15】「エンリケ」なる芸名のキャバクラ嬢だった原告が、A が代表を務める被告会社ら(株式会社エンリケ空間ら)に対し原告の肖像のほか「エンリケ」等の名称を使用する行為が原告のパブリシティ権を侵害するとして原告肖像の使用の差止等を求め、請求が認容された(令和 5 年 11 月 30 日東京地裁)

参照条文等:憲法 13 条

キーワード:エンリケ 芸名 パブリシティ権 差止請求

【16】原告(世界平和統一家庭連合の関連団体の支部)が大阪府議会がした「旧統一教会等の悪質な活動とは一線を画する決議」と題する決議を違法として取消を求め、原告の大坂府議会に対する請願権等が侵害されたとして損害賠償を求めたが、いずれの訴えも棄却された(令和 6 年 2 月 28 日大阪地裁)

参照条文等:行政事件訴訟法 3 条 2 項、国家賠償法 1 条 1 項

キーワード:大阪府議会 世界平和統一家庭連合 決議取消請求

(社会法)

【17】同一法人で異なる事業所に異動した場合の特別支給の退職共済年金の適用資格につき、被保険者とは厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行日前から有していた特定の適用事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を同日以後においても継続して有する者をいうとして適用資格が失われると判示(令和 6 年 9 月 13 日最高裁)

参照条文等:被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

キーワード:事業所の異動 特別支給の退職共済年金 適用資格

【18】市の事業の一部を新たに受託した事業者が、旧事業者に雇用されていた従業員を採用しなかつたため労働組合が労働委員会に救済命令の申立をしたが棄却され、中央労働委員会においても再審査請求が棄却されたためその取消を求めたものの、取消が認められなかった事例(令和 5 年 7 月 20 日東京高裁)

参照条文等:労働組合法 7 条 1 号

キーワード:市の事業の受託 雇用の自由の制約 不当労働行為の意思

【19】仮眠時間の労働時間該当性につき争われた事案において、仮眠時間中も使用者の指揮命令下に置かれているとはいはず、労働からの解放が保障されていたとした上で、仮眠時間中に実作業時間があった部分を労基法上の労働時間として認めた事例(令和5年3月23日津地裁)

参照条文等:労働基準法 32条

キーワード:仮眠時間 労働時間該当性 休業補償給付

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

【1】東京高判令和 5 年 11 月 15 日 判例タイムズ 1522 号 65 頁

令和 5 年(ネ)第 3427 号 損害賠償請求控訴事件(取消差戻、確定)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/769/092769_hanrei.pdf

控訴人が、被控訴人(宗教法人)の信者から違法な勧誘を受け、献金等をさせられたとして、被控訴人に対し、不法行為による損害賠償請求を行った事案において、被控訴人が、本案前の答弁として、控訴人との間で不起訴の合意が成立しているとして、本件訴えの却下を求めるなどしたのに対し、本判決は、本件不起訴を合意した合意書は、控訴人の長男の借入金についての権利義務に関する清算を主たる目的とするものであるところ、それとは関係のない控訴人の被控訴人に対する献金等の返還請求や損害賠償請求について、何らの紛争が顕在化していない状況にあるのに、法律的な知識も十分ではない控訴人との間で、控訴人において一方的に将来の裁判上、裁判外を問わずいかなる請求も行わない旨の不起訴合意をさせるというもので、このような合意は紛争を解決し、将来の紛争発生を防止するという本来の不起訴合意の目的を逸脱するものであるなどとして、本件不起訴合意を公序良俗に反し無効であるとして、本件を第 1 審に差し戻した。

参照条文等:民法(平 29 法 44 号改正前)90 条

(知的財産)

【2】知財高判 令和 6 年 8 月 5 日 裁判所 HP

令和 6 年(行ケ)第 10007 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/267/093267_hanrei.pdf

原告は、「Jimny Fan」の欧文字と「ジムニーファン」の片仮名を 2 段に書してなる結合商標(本願商標)について、第 16 類「オフロード車の改造に用いる部品及び附属品に関する情報雑誌」を指定商品として登録出願をしたが、拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判を請求したところ、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

引用商標は、「Jimny」の欧文字からなり、第 16 類「印刷物」等を指定商品とする登録商標であった。

確かに、Jimny 商標はスズキ社のオフロード車の名称として広く知られていたものであり、したがつて、仮に、Jimny 商標が「自動車」に使用された場合を想定すれば、出所識別標識として強く支配的な印象を与えると判断することには十分な理由がある。しかし、本件で問題とすべきは、本願商標を本願指定商品に使用したときに、需要者等が出所識別標識としていかなる認識を有するかということである。このような観点から考えると、本願商標を使用した本願指定商品に接した需要者等において、スズキ社を含む自動車メーカー等が発行主体となっていると認識するとは考え難い。

本件審決が、「本願商標は、その構成中の『Jimny』及び『ジムニー』が強く支配的な印象を与えるものであり、引用商標との類否を判断するに当たって、当該文字を本願商標の要部として抽出し、これを引用商標と比較して類否判断することも許される」とした判断は、「商品の出所の識別標識として強く支配的な印象を与える場合」に結合商標の要部認定を認める最高裁平成 5 年 9 月 10 日第二小法

廷判決及び最高裁平成 20 年 9 月 8 日第二小法廷判決の趣旨を正解しないものといわざるを得ない。

そして、本願商標と引用商標は、商標全体としての外観が異なることはもとより、称呼及び觀念も異なっており、両者の類似性を肯定することはできない。

以上によれば、本願商標は商標法 4 条 1 項 11 号に該当するものではない、として原告の請求は認容された。

参照条文等:商標法 4 条 1 項 11 号

【3】知財高判 令和 6 年 8 月 7 日 裁判所 HP

令和 5 年(行ケ)第 10019 号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/292/093292_hanrei.pdf

発明の名称を「IL-4R アンタゴニストを投与することによるアトピー性皮膚炎を処置するための方
法」とする特許発明に係る特許無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、原告は進歩性
についての判断の誤り等を主張したが、棄却された事案。

原告は、甲 1 の試験(第Ⅱ相試験)に先立ってアトピー性皮膚炎患者に対する REGN668 の第Ⅰ相
試験が行われ、引用発明に係る REGN668 が医薬品としての有用性が期待できる薬物であると既に
判断されており、アトピー性皮膚炎が Th2/IL-4 等が優勢な疾患であるという正しい技術常識に照らし、抗ヒト IL-4 抗体である REGN668 が奏功することは当業者が予測できたことであると主張す
る。

しかし、アトピー性皮膚炎は、炎症の強い急性期(急性病変)では Th2 細胞が優位になるが、慢性状
態(慢性病変)になると Th1 細胞優位となり、炎症部位や病期によって、Th2 細胞と Th1 細胞間で
揺れ動く(Th1/Th2 バランスが変化する)という作用機序を有することに誤りはなく、原告が主張する
ように「アトピー性皮膚炎が Th2/IL-4 等が優勢な疾患である」という単純な理解のみに基づいて、そ
の治療上の有効性の判断をなし得るものではない。

しかも、アトピー性皮膚炎の免疫経路が複雑なものであり、炎症部位や病期によっても変化し得るこ
とについては、甲 24 等の記載に示されているとおりである。

こうした、アトピー性皮膚炎の免疫経路の複雑さも考慮すると、炎症部位や病期によって Th1/Th2
バランスが変化し、このバランスのみでアレルギー疾患を理解することは困難であったことが本件特許
の優先日当時の技術常識であり、それ以前に、IL-4 及びこれを産生する Th2 細胞を含む、特定の細
胞とサイトカインがアトピー性皮膚炎で果たす役割についての当業者の理解は、標的療法の開発の機会
を生み出す(特定の細胞とサイトカインを標的に、候補化合物を探索し得る。)にとどまり、特定の細胞
とサイトカインのうちのいずれかを標的とすることによって、アトピー性皮膚炎の治療が可能になるよう
な化合物(抗体等)の存在を解明するには至っていなかったといえる。

そうすると、当該抗原の作用を阻害するための受容体に対する抗体(抗 IL-4R 抗体)が公知であつたとしても、当該作用の阻害により、アトピー性皮膚炎の治療効果が可能となるとの治験までが公知になっていたわけではないから、当該抗体(抗 IL-4R 抗体)を実際に治験に使用して、アトピー性皮膚炎
に対する効果を確認してみなければ、アトピー性皮膚炎への治療効果があるかは予測できなかつたとい
える。

また、甲 1 における試験段階は第Ⅱ相試験であり、甲 21 によれば、第Ⅰ相試験(フェーズ 1)からの

移行の成功率は 63.2%(n=3,582)であり、第Ⅱ相試験(フェーズ 2)から第Ⅲ相試験(フェーズ 3)への移行の成功率は更に低く、30.7%(n=3,862。アレルギー疾患の場合には 33%)にすぎないことが認められる。しかも、甲 1 に記載された情報は臨床試験のプロトコル(試験実施計画書)にすぎず、実際の試験結果については記載されていない。そうすると、甲 1 に記載された治験薬が、試験結果をみるまでもなく当然に治療上有効であると当業者が理解するともいえない。

参照条文等:特許法 29 条 2 項

【4】知財高判 令和 6 年 8 月 28 日 裁判所 HP

令和 5 年(行ケ)第 10107 号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/344/093344_hanrei.pdf

発明の名称を「誘導加熱コイルユニット、及び誘導加熱システム」とする特許発明に係る特許無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、本件発明 1 と甲 1 発明の相違点 1 については容易想到であるとして、審決を取り消した事案。

本件審決が容易想到性を認めず、進歩性が肯定された相違点 1 は、「ケース」に関して、本件発明 1 では「電気絶縁性を有するセラミックまたは樹脂で構成され」るのに対して、甲 1 発明では「フェライト材料または粉末鉄で作られたコア 10 と、ソールプレート 26」であるという点である。

誘導加熱とは、変動磁束中に存在する被加熱物に電位差が生じて発生する電流(誘導電流)によって加熱対象部が加熱されることをいい、甲 41 等の各文献には、誘導加熱の技術において、電気絶縁性の非磁性材の構成材料としてはセラミックや樹脂があつたことが記載されている。

相違点 1 について検討するに、甲 1 発明において、「加熱コイルを収容するケース」は、「コア 10 とソールプレート 26」から構成されるものと認められるところ、このうち「ソールプレート 26」は、「アセンブリの底部に適用され、溶接されるべき非金属複合アセンブリに含まれる金属サセプタに、コイルによって発生した渦電流を印加するために設けられる」ものとされていることからすると、「ソールプレート 26」は、コイルを収容するケースとしてコイルと加熱対象物との間に置かれ、コイルによって発生した磁束を加熱対象物である金属サセプタに届かせるため、当該磁束を通過させる材料で構成されているものと理解される。そして、誘導加熱の原理からすると、電気絶縁性の非磁性材は、磁束に何ら影響を与えることなく、磁束を通過させる性質を有するものであり、前記各文献によれば、電気絶縁性の非磁性材の構成材料としてはセラミックや樹脂があつたことが周知であったと認められる。

そうすると、甲 1 発明の「ケース」を構成する「コア 10 とソールプレート 26」のうち「ソールプレート 26」について、磁束を通過させる性質を有する電気絶縁性の非磁性材として周知のセラミック又は樹脂を選択し、「コア 10 と電気絶縁性を有するセラミックまたは樹脂」で構成される「ケース」とすることは、当業者にとって容易想到であったというべきであるから、本件発明 1 は、甲 1 発明に基づいて、出願前に当業者が容易に発明することができたとは認められないとした本件審決の判断には誤りがある。

参照条文等:特許法 29 条第 2 項

【5】知財高判 令和 6 年 9 月 11 日 裁判所 HP

令和 6 年(行ケ)第 10030 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/339/093339_hanrei.pdf

原告は、「遠隔シャンパン」の文字を標準文字で書してなる商標(本願商標)について、第9類「シャンパーニュ地方産の発泡性のワインを注文するための電子計算機用プログラム」等を指定商品として登録出願をしたが、拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判を請求したところ、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

本件商標は、「遠隔シャンパン」の文字を標準文字で表してなるところ、「遠隔シャンパン」の語は、「遠くへだたっていること」等を意味する「遠隔」と「シャンパン」を組み合わせた造語であると認識され、「シャンパン」の語が有する著名性と多大な顧客吸引力を考慮すると、本件商標からは、「エンカクシャンパン」の称呼とともに、「シャンパン」の称呼及び、著名で多大な顧客吸引力を有する「シャンパン」の観念が生ずると認められる。

以上を総合考慮すると、「シャンパン」の文字を含む本願商標をその指定商品に使用することについて我が国の商標法上の保護を与えるときは、著名な「シャンパン」の表示が備えた多大な顧客吸引力へのただ乗り(フリーライド)及び同表示の希釈化(ダイリューション)を生じさせることを許容する結果となるおそれがあるのであって、国を挙げて「シャンパン」の表示の保護に努めているフランス国民の感情を害し、我が国とフランスの友好関係にも影響を及ぼしかねないものであるから、国際信義に反するものといわざるを得ないから、本願商標は、商標法4条1項7号に該当として原告の請求は棄却された。

なお、原告は、「遠隔シャンパン」の語は、キャバレークラブ、ホストクラブなどの特定の店舗のキャスト(接待するスタッフ等)等に対して、ゲストが実際に店舗に来店しなくても、シャンパン等をプレゼントとして贈る行為を意味し、著名な「シャンパン」とは意味合いが異なると主張する。しかし、「遠隔シャンパン」が原告の主張する意味で用いられる例があることは認められるが、一般的に認識されているとまでは認められないし、フランスで組織的に管理されてきた著名な「シャンパン」の名称を、それ以外の商品や役務を示す名称の一部として利用していることに変わりはないから、原告主張の「遠隔シャンパン」の意味自体、著名性かつ顧客吸引力を有する「シャンパン」の存在を前提とするものと解され、本願商標の構成から「シャンパン」の称呼及び概念が生ずることを否定することはできないと判示した。

参照条文等:商標法4条1項7号

(民事手続)

【6】東京高決令和5年1月25日 判例時報2597号28頁

令和4年(ラ)第2326号 債権処分禁止仮処分命令申立て下決定に対する抗告事件(取消(保全異議申立、取下げ))

金のインゴッド(本件金)等を詐取されたX(債権者・抗告人)が、氏名不詳者であるAから本件金を預かり警察に任意提出したY(債務者・相手方)に対する所有権に基づく本件金の引渡請求権を被保全権利とし、本件金を領置して保管する国を第三債務者として、Yが未還付の本件金の引渡を受けること、又はYが国に対して有する押収物引渡請求権について譲渡、質権の設定その他一切の処分を禁止するとともに、国に対し、Yに本件金を引き渡したり、Yの指図に従って処分することを仮に禁止することを命ずる仮処分を求めた事案。

原決定(東京地決令和4年10月31日・判例時報2597号31頁掲載)は、XY間の本案解決までの間第三債務者である国に本件金の保管を強いることになり、同負担を課す不合理性等が認められる以上、仮差押命令と同様の効果が得られなくてもやむを得ないなどとして、申立てを不適法却下した。

抗告審は、Yが本件金の引渡を受ければ直ちに第三者に売却する可能性が高く、XのYに対する本件金の引渡請求権の実行を保全するために本件仮処分命令の他に実効性のある代替手段があるとは言い難く、本案請求が認容された場合には民事執行法170条1項によりXは国に対し本件金を直接Xに引き渡すよう請求することができるから、本件仮処分は本案の請求の範囲を超えるものとは言えない、国が本件金を保管することは押収手続に伴う当然の負担であり、本件仮処分が国に対して不利益を課すものとはいえない、などと判示して、仮処分申立には理由があるとし、原決定を取り消し、Xの申立を認容した。

参照条文等:民事保全法24条、民事執行法170条1項、刑訴法222条・123条・124条

【7】東京高決令和5年3月20日 判例時報2598号38頁

令和4年(ラ)第2021号 後見開始審判に対する抗告事件(取消、差戻)

認知症に罹患しているBにつき、Bの長女Aが後見開始の申立てをした事案で、Bの財産を事実上管理するBの長男Dは、家庭裁判所の親族照会に対し、Bは自身で法律行為や財産管理をする判断能力はないと思う旨を回答する一方で、Bの診断書の提出や鑑定の実施に関する協力はできない旨を回答し、家庭裁判所調査官によるD自身に対する調査に応じず、介護施設でのBに対する調査や鑑定の実施にも協力しなかった。原審は、鑑定を実施することが出来ない以上、後見開始の原因があると認めることはできないとして、申立てを却下したところ、抗告審は、Bについて後見開始の原因が存在する可能性が高いがDの非協力により鑑定や本人の陳述聴取が出来ない状況であるとして、Dは協力の上、審理を尽くすべきであると述べ、Dが協力しない対応を続ける場合には、家事事件手続法119条1項但書(鑑定不要)、120条1項但書(陳述聴取不要)の事由を認定することが許されると説示して原審に差し戻した。

参照条文等:民法7条、家事事件手続法119条・120条

【8】東京高決令和5年11月24日 判例時報2598号32頁

令和5年(ラ)第1676号 後見開始審判に対する抗告事件(取消、申立て却下(確定))

A(本人・抗告人)の長女B(原審申立人)が、Aについて後見開始の審判の申立てをした事案で、家庭裁判所は原則として成年被後見人となるべき者の精神の状況につき鑑定をしなければならず、明らかにその必要がないと認めるときを除き、鑑定を実施することなしに後見開始の審判をすることができない(家事事件手続法119条1項)とした上で、申立書添付の診断書や家裁調査官による調査内容からすれば、Aについては限定的ではあるものの一定程度の意思能力がある可能性があるとし、鑑定をしていないことを理由に原審に差し戻すことも考えられるが、Aが鑑定を強く拒否していることからすれば、原審に差し戻してもAについて鑑定を実施することは困難であるとして、申立てを却下した。

参照条文等:家事事件手続法119条1項、民法7条

(刑法)

【9】東京高決令和5年5月26日 判例時報2596号110頁

令和5年(<)第289号 第1種少年院送致決定に対する抗告申立事件(抗告棄却(再抗告<再抗告棄却>))

本件は、特定少年によるタクシー無賃乗車、普通乗用自動車の無免許運転、大麻所持及び年長者と

の共謀による恐喝の事案である。

原決定は、約 1 か月間という短期間に各種非行に及んでいること、第 1 種少年院の仮退院に基づく保護観察期間中であること、前回の約 1 年間にわたる矯正教育を受けながら非行促進要因が十分改善されていないこと等から、今回は 1 年 6 ヶ月程度の矯正教育が相当であるとして、比較的長期間の処遇勧告を付し、第 1 種少年院に送致した(収容期間 3 年間)ところ、少年本人が処分の著しい不当を理由に抗告を申し立てた。

本決定は、原決定の認定、評価に誤りはなく、試験観察に付さなかつた点や比較的長期間の処遇勧告を付した点が不当とはいえないとして抗告を棄却した。

参照条文等:少年法 25 条・32 条・33 条・64 条、少年審判規則 38 条 2 項

【10】福岡高裁宮崎支部決令和 5 年 6 月 5 日 判例時報 2597 号 70 頁

令和 4 年(く)第 25 号 再審請求棄却決定に対する即時抗告事件(抗告棄却(特別抗告))(大崎事件第 4 次再審請求即時抗告審決定)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/156/092156_hanrei.pdf

いわゆる大崎事件(昭和 54 年発生の殺人、死体遺棄被告事件)につき、第 3 次再審請求最高裁決定(最一決令和元年 6 月 25 日、裁判集刑 326 号 1 頁、判例時報 2422 号 108 頁、法務速報 219 号 18 番で紹介済み)を踏まえた第 4 次再審請求即時抗告審である。裁判所は、新証拠(鑑定意見)に一定の証明力を認め、その立証命題である旧証拠の一部についての証明力の減殺を認めたものの、これと関連する証拠関係に及ぼす影響について否定し、新旧全証拠を評価し直す必要性は認められない、新証拠は確定判決の事実認定に合理的疑いを差し挟まない旨判示し、新証拠が無罪を言い渡すべき明らかな証拠に当たらないとして再審請求を棄却した原決定(鹿児島地決令和 4 年 6 月 22 日、判例時報 2597 号 91 頁掲載)の判断を是認し、即時抗告を棄却した。

参照条文等:刑訴法 435 条 6 号

【11】東京高決令和 5 年 10 月 11 日 判例タイムズ 1522 号 129 頁

令和 5 年(く)第 601 号 証拠開示に関する裁定請求棄却決定に対する即時抗告申立事件(取消自判、確定)

神奈川県迷惑行為防止条例違反の事実で起訴され公判前整理手続に付された案件において、弁護人は予定主張として、被告人が当時、心身耗弱状態にあったと主張し、現在の精神状態も不安定であることを主張した上で、主張関連証拠として「被告人の留置・勾留場所における動静、入通院その他の治療・投薬状況などを記録した留置人動静簿(一般、特別)その他これに準じる書面」の開示を求め裁定請求をした。

本決定は、被留置者の留置に関する規則 5 条 1 項各号所定の簿冊は、被留置者に対する処遇の適正を図るためその管理の必要上作成され、留置施設に備え置かれているもので、被告人の身柄拘束は、本件捜査のためにその過程において行われているのであるから、上記各簿冊のうち被告人に係る部分は、本件の捜査の過程で作成された書面に当たり、検察官に入手が容易なものであるとして、刑事訴訟法 316 条の 26 第 1 項の証拠開示命令の対象となるとし、検察官に対し、上記各簿冊のうち被告人の動静及び入通院その他の治療・投薬状況等にかかる記載のある部分の開示を命じた。

参照条文等:刑事訴訟法 316 条の 20 第 1 項・316 条の 26 第 1 項

【12】高松高判令和 6 年 8 月 22 日 裁判所 HP

令和 6 年(う)第 5 号 殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反(被告人控訴棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/322/093322_hanrei.pdf

元同僚と同人の所属する組織から電磁波攻撃を受けていたという妄想等の影響により元同僚及びその両親 2 名の合計 3 名を殺害したとされる事案であり、争点は心神耗弱にとどまるか心神喪失か、心神耗弱にとどまる場合の量刑であった。

高裁判決は、全面的に心神耗弱を認定して無期懲役とした第 1 審判決を支持し、控訴を棄却した。

参照条文等:刑法 199 条・39 条

【13】東京家決令和 5 年 7 月 19 日 判例時報 2598 号 206 頁

令和 5 年(少)第 780 号・500222 号 窃盗、住居侵入、強盗、道路交通法違反保護事件

19 歳の特定少年が共犯者らと共に謀った、組織性が強くうかがわれる計画的な侵入強盗との準備行為の一環である窃盗及び道路交通法違反の事案において、侵入強盗は少年法 62 条 2 項 2 号記載の要件に該当する原則検察官送致対象事件(対象事件)である一方、窃盗及び道路交通法違反は対象事件ではないところ、本決定は、侵入強盗と密接に関連する社会的に一体の事件といえることから、対象事件とその余の事件とを別に処遇することは相当ではないと述べたうえで、事件全体をまとめて検討した結果、本件の犯情は相當に重く、犯情以外の事情についてもこれまでの家裁係属歴の中で指摘された少年の問題が改善していないことは少年が一連の法的手続を軽くとらえていたことにあるなどとして、家庭環境等の背景事情を保護許容性の判断において考慮するにも限度があり、刑事処分以外の措置を相当と認める特段の事情があるとはいえないことから本件全体を検察官に送致する、とした。

参照条文等:少年法 62 条 1 項・2 項 2 号

(公法)

【14】仙台高判令和 4 年 10 月 6 日 判例時報 2596 号 15 頁

令和 4 年(行コ)第 9 号 公文書一部開示決定処分取消請求控訴事件(控訴棄却(上告・上告受理申立<棄却・不受理>))

本件は、X が、Y(福島県)に対し、県情報公開条例に基づき、Y の職員が作成した、XY を当事者とする別件民事訴訟についての復命書の開示を求めたところ、Y 知事が、「報告内容のうち、口頭弁論で原告退席のもと裁判官と県で質疑が行われた部分」(本件部分)を含む一部を不開示とし、その余を開示する公文書一部開示決定を行ったことから、本件部分を不開示とした部分は違法であると主張して決定の取消しを求める訴えを提起し、請求を棄却した原判決を不服として控訴した事案である。

本判決は、不開示部分に記載されている情報は、当事者の対審と公開を原則とする口頭弁論に関する情報ではなく、口頭弁論を一時休廷して個別の当事者と非公開で行った事実上の進行協議に関する情報であり、Y の機関が行う争訟に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、Y の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものにあたり、本件条例 7 条 6 号イの不開示情報に該当すると判断し、不開示決定は本件条例 7 条に違反しないから違法ではないとして、X の控訴を棄却した。

参照条文等:福島県情報公開条例 7 条、民事訴訟規則 95 条、憲法 82 条

【15】東京地判令和 5 年 11 月 30 日 判例タイムズ 1522 号 247 頁

令和 5 年(ワ)第 70056 号 差止等請求事件(認容、控訴)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/634/092634_hanrei.pdf

「エンリケ」という芸名のいわゆるキャバクラ嬢であった原告が、一時期婚姻関係にあった A が代表者を務める被告会社ら(株式会社エンリケ空間ら)に対し、原告の肖像のほか、「エンリケ」「ENRIKE」等の名称を被告らにおいて使用する行為が、原告のパブリシティ権を侵害すると主張し、原告肖像の使用の差止め、原告名称を含む商号、標章及びドメイン名の使用の差止め等を求めた事案。

本判決は、原告について、被告らの主張するような一キャバクラ嬢にとどまらず、書籍を多数出版しテレビにも多数出演しインスタグラムのフォロワー数も極めて多く、日本一稼いだ伝説のキャバクラ嬢として、世の中に広く認知されていることが認められ、原告名称又は原告肖像には、商品の販売等を促進する顧客吸引力があると認めるのが相当であり、被告らがこれらの商業的価値を無断使用していながら、原告のパブリシティ権を侵害している事実を認めようとせず、今後の使用につき誠実に協議しようとしたこともうかがわれないことからすると、本件請求はパブリシティ権の正当な行使というほかないとして、本件請求を認容した。

参照条文等:憲法 13 条

【16】大阪地判令和 6 年 2 月 28 日 判例タイムズ 1522 号 144 頁

令和 5 年(行ウ)第 32 号 議会決議取消等請求事件(一部訴え却下、一部請求棄却、控訴)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/819/092819_hanrei.pdf

原告(世界平和統一家庭連合(旧統一教会)の関連団体の支部)が、大阪府議会がした「旧統一教会等の悪質な活動とは一線を画する決議」と題する決議が違法な処分であるとして、被告(大阪府)を相手に、本件決議の取消しを求めると共に、本件決議により原告の大蔵府議会に対する請願権等が侵害されたとして、被告に対し、国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償を求めた事案。

本判決は、本件決議については、行政事件訴訟法 3 条 2 項にいう処分に当たらないとして、決議の取消しの訴えを却下し、損害賠償を求める部分については、法律上の争訟に当たるなどとし、当該部分の訴えは適法であると判断したが、上記決議が、原告の請願権を直接制限するような内容のものではなく、原告の請願権等を侵害しないとしたうえで、本件決議が、原告の名誉を毀損するものであるとの主張について検討し、上記議会が原告の社会的評価を低下させたりするためにあえて上記決議をしたなど、上記決議の内容が上記議会の議事機関としての権限を逸脱又は濫用するものであるとは評価することができず、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法とはいえないなどとして、損害賠償請求を棄却した。

参照条文等:行政事件訴訟法 3 条 2 項、国家賠償法 1 条 1 項

(社会法)

【17】最二判令和 6 年 9 月 13 日 裁判所 HP

令和 4 年(行ヒ)第 352 号、第 353 号 退職共済年金及び老齢厚生年金減額処分無効確認乃至取り消し等請求事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/343/093343_hanrei.pdf

同一法人ではあるが異なる事業所に異動した場合の特別支給の退職共済年金の適用資格につき、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令」(平成27年政令第343号)50条にいう「施行日前から引き続き当該被保険者の資格を有するもの」、及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。令和2年法律第40号による改正前のもの)附則17条2項において準用される同附則15条3項(「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令」(平成27年政令第347号。令和3年政令第229号による改正前のもの)36条1項による読み替え後のもの)にいう「施行日前から引き続き改正後厚生年金保険法第27条に規定する被保険者…であるもの」とは、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)の施行日の前から有していた特定の適用事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を同日以後においても継続して有する者をいうとして、適用資格が失われると判示した。

参照条文等:被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

【18】東京高判令和5年7月20日 判例タイムズ1522号59頁

令和5年(行コ)第50号 労働委員会命令取消請求控訴事件(控訴棄却、上告、上告受理申立)

市が行う放課後児童対策事業のうちA区のものについて、新たに委託契約を締結し受託者として同事業を担うことになった事業者が、事業開始に当たって、改めて指導員を雇用する際に、旧事業者に雇用されていた従業員を採用しなかったため、労働組合が労働委員会に対する救済命令の申し立てに対する棄却命令についてなした再審査請求の申し立てを中央労働委員会が棄却したことの取消しを求めた事案。

本判決は、事業者が変更しても、事業自体は市の施策にのっとって行われるもので、その対象施設や児童及び保護者はそのまま引き継がれ、従業員についても市は継続的な確保を求め、事業者においても、従業員の継続勤務への配慮を約束し継続勤務を可能とする運用がなされてきたのであるから、事業者の雇用の自由もその限度で制約されていたというべきで、そのような状況下で、事業者が特定の従業員が労働組合の組合員であり、組合の正当な行為をしたことをもって、当該従業員を雇用しなかったとすれば、それは従前の雇用契約関係における不利益な取り扱いにほかならないとして不当労働の成立を肯定する特段の事情が認められると判断した。もっとも、事業者は、当該従業員と雇用条件について交渉中のところ、従業員が施設の保護者を巻き込む形で交渉を進めようとしているを受け止め、それに不信感あるいは懸念をもち、当該従業員を採用しない方針としたと認めるのが相当であり、事業者に不当労働行為の意思があったと認めることはできないとして、上記取消しは認められなかつた。

参照条文等:労働組合法7条1号

【19】津地判令和5年3月23日 判例時報2596号105頁

令和 3 年(行ウ)第 6 号 休業補償給付支給処分取消請求事件(認容(確定))

本件は、三重県内のホテルで勤務していた X が、業務による過重負荷が原因で自宅で心停止となり、蘇生後脳症等の後遺症が残ったことから、労災法に基づいて、休業補償給付を請求し、処分行政庁が支給する旨の決定(本件処分)をしたが、X が、本件処分には、仮眠時間(午前 1 時 30 分~5 時)全部を労働時間として算定していないなど、給付の基礎となる給付基礎日額の算定に誤りがあるとして、Y(国)に対し、本件処分の取消しを求めた事案である。

本判決は、仮眠時間の労働時間該当性につき、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいう(最一判平成 12 年 3 月 9 日)とし、本件において、X は使用者から仮眠時間中に携帯電話を所持するよう求められ、緊急時にはそれに対応することが予定されているという事情はあるものの、実際にそのような対応をしたとの記録がないため、使用者の指揮命令下に置かれているとはいはず、仮眠時間については労働からの解放が保障されていたとみるのが相当であるとした上で、仮眠時間に実作業時間があったかどうかを検討し、仮眠時間の一部に実作業時間があったと判断し、1 日 1 時間 20 分の限度で労基法上の労働時間として認められるとして、本件処分の取消請求を認容した。

参照条文等:労働基準法 32 条

(紹介済み判例)

東京高決令和 4 年 10 月 20 日 判例時報 2598 号 29 頁

令和 4 年(ラ)第 1369 号 請求すべき按分割合に関する処分申立て却下審判に対する抗告事件(取消・申立て認容(確定))

→法務速報 274 号 19 番で紹介済み

東京高決令和 5 年 5 月 25 日 判例タイムズ 1522 号 118 頁

令和 4 年(ラ)第 2159 号 養育費審判に対する抗告事件(取消自判、確定)

→法務速報 279 号 19 番にて紹介済み

大阪地判令和 5 年 7 月 21 日 判例タイムズ 1522 号 180 頁

令和元年(ワ)第 9185 号 消費者契約法による差止請求事件(請求棄却、控訴)

→法務速報 274 号 6 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/333/092333_hanrei.pdf

最一決令和 5 年 10 月 11 日 判例時報 2598 号 203 頁

令和 4 年(あ)第 655 号 住居侵入、殺人、死体遺棄被告事件(上告棄却)

→法務速報 270 号 16 番で紹介済み

仙台高判令和 5 年 10 月 25 日 判例タイムズ 1522 号 73 頁

令和 5 年(ネ)第 181 号 国家賠償請求控訴事件(控訴棄却、上告受理申立)

→法務速報 250 号 16 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/540/092540_hanrei.pdf

最二判令和 5 年 11 月 17 日 判例時報 2597 号 23 頁

令和 4 年(行ヒ)第 234 号 助成金不交付決定処分取消請求事件(破棄自判)

→法務速報 271 号 20 番で紹介済み

最三判令和 5 年 12 月 12 日 判例時報 2598 号 21 頁

令和 4 年(行ヒ)第 317 号 不当利得返還請求事件(破棄自判)

→法務速報 278 号 17 番で紹介済み

2. 令和 6 年(2024 年)9 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

成立法令なし

3. 9 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

松本哲泓／著 新日本法規 5,500 円

設例解説 遺産分割の実務—裁判官の視点による事例研究—★

藤代浩則／著 学陽書房 3,520 円

法律実務ですぐ使える! 図解 まるわかり遺産分割

笠井正俊／編 垣内秀介 日下部真治 杉山悦子 橋爪 信 脇村真治／著

有斐閣 4,950 円

研究会 民事訴訟の IT 化の理論と実務

中里 功 神谷忠勝 倉田和宏 内納隆治／著 民事法研究会 6,380 円

所有者不明土地解消・活用のレシピ(第 2 版)民法・不動産登記法・相続土地国庫帰属法の徹底利用術

4. 9 月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

塩見卓也／著 旬報社 4,400 円

最新テーマ別 実践 労働法実務 3 休職の法律実務

中吉徹郎 岩崎 慎／編 金融財政事情研究会 6,930 円
破産管財の手引(第3版)

神奈川県弁護士会／編 ぎょうせい 4,290 円★
建築請負・建築紛争の法律実務 複雑化する建築問題解決のための手引き

大本俊彦 関戸 麦 高橋茜莉／著 商事法務 3,960 円
国際建設契約の法務 FIDIC を題材として

山脇康嗣／著 新日本法規 3,960 円
令和5年度・6年度入管法令改正及び育成労法の解説

影島広泰／編著 牛島総合法律事務所データプライバシー＆テクノロジーチーム／著 商事法務 4,840 円
個人情報関連法令スピードチェック

石塚洋之 須田英明 水越恭平／著 日本経済新聞出版 4,180 円
Q&A150 金融商品取引法ポイント解説

5. 発刊書籍<解説>

「設例解説 遺産分割の実務—裁判官の視点による事例研究—」

親族関係や遺産の種類、内容など実務上ありうる具体的な事例を設問とし、法令や裁判例に基づいて疑問点を解消する実践的な解説がなされている。最終的な解決案として、複数の選択肢が設定されている点も参考となる。

「建築請負・建築紛争の法律実務 複雑化する建築問題解決のための手引き」

建築について業界の慣習を踏まえた解説がなされており、建築に関する様々な法的問題について民法改正や重要な裁判例を挙げて具体的に解説されている。建築紛争解決にあたって有用な本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。